

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画）
（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P100	<p>「※認知症の人には、第2号被保険者を含みます。例えば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。」という記載等について等 認知症、若年性認知症、高次脳機能障害を一括りにするのではなく、誤解を生じさせないよう、行政的定義に従って、別に扱って下さい。 (理由) ・65歳以上の方と、65歳未満の方では、利用できる制度に違いがあり、例えば、障害年金は、65歳以上の方は、申請できません。 また、65歳以上の方であれば、一定の要件を満たせば、精神障害として診断がなくても、障害者控除対象者認定書の交付を受ければ、障害者控除の対象になりますが、65歳未満の方は、精神障害として診断の上、精神障害者保健福祉手帳を取得しなければ障害者控除の申請すらできません。さらに、高次脳機能障害は、若年性認知症利用者受入加算の対象になりません。 認知症と診断された方は、自動車運転を再開することはできませんが、高次脳機能障害と診断された方は、医療関係者等の評価によっては、自動車運転の再開が認められます。</p>	<p>御意見いただきました一文は本計画における「認知症の人」には65歳以上の第1号被保険者だけでなく、40歳～64歳の第2号被保険者も含まれることを記したものです。そして、その第2号被保険者が介護保険を利用するときに対象となる特定疾病の例として若年性認知症や高次脳機能障がいを記載しております。症状や利用できる制度を一括りにしているわけではなく、特定疾病の例示として、併記している旨をご理解を賜りたいと存じます。</p>	—

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画） （素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

2	(ページ指定なし)	<p>「計画のいずれか」について 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方を、介護保険サービスで支援するとともに、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、そして在職中でも一時利用ができる障害福祉サービスの就労支援系のサービスにつなげていくことを計画に記して下さい。</p> <p>分かりやすい例で言えば、幸田町では、第8期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画に「ゆるカフェ」事業を位置づけ、備考欄に「若年性認知症者及び高次脳機能障がい者のカフェを定期的に継続して実施予定」と記し、若年性認知症や高次脳機能障害の方が対象だと明記しています。 (理由) ・「科学的介護情報システム(LIFE)」で活用されている「リハビリテーション計画書」には「高次脳機能障害」という項目も含まれています。「衆議院議員山本孝史君提出高次脳機能障害に関する質問に対する答弁書」(平成11年2月2日)には、以下のように若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が介護保険サービスの対象となる旨のことが記されています。</p> <p>3 高次脳機能障害を有する者のうち六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。)であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものについては老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく居宅における介護等の措置その他の施策の対象となる。また、高次脳機能障害を有する者のうち公的医療保険の加入者については、七十歳以上である場合又は六十五歳以上七十歳未満で老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の定めるところにより一定程度の障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けた場合は、同法に基づく医療の給付の対象となる。</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。関係各課が連携し、制度やサービス等の周知等を図ってまいります。</p> <p>また、第2号被保険者に対する就労支援や障害者総合支援法に基づく支援等につきましては、介護保険課のみの対応では難しい面がありますので、引き続き障がい福祉課等の関係各課と連携していくよう努めます。</p>	—
---	-----------	---	---	---

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画） （素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

<p>2 (続き)</p>	<p>なお、平成十二年四月一日に施行される介護保険法（平成九年法律第百二十三号）においては、六十五歳以上の要介護状態等（同法第七条第一項に規定する要介護状態及び同条第二項に規定する要介護状態となるおそれがある状態をいう。以下同じ。）に該当する高次脳機能障害を有する者又は四十歳以上六十五歳未満の要介護状態等に該当する高次脳機能障害を有する者であつてその要介護状態等の原因である身体上若しくは精神上の障害が同条第三項第二号に規定する特定疾病である初老期における痴呆、脳血管疾患等によって生じたものであるものについては、同法に基づく介護給付又は予防給付を受けることができることとなる。</p> <p>・また、平成9年12月9日に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会が取りまとめた今後の障害保健福祉施策の在り方についての中間報告において、「身体障害を伴わない高次脳機能障害（若年性痴呆等）については、精神保健福祉法において必要な福祉サービスを充実すべきである。ただし、当面、精神薄弱者に類似した障害の状態にある者については、精神薄弱者施設等の利用を行えるようにする方途も検討すべきである。」と指摘されたことを受けて、その後、高次脳機能障害（若年性認知症）の支援策の整備、例えば精神障害関係の診断書の改正がされてきています。</p>		
-------------------	---	--	--

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画）
（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

3	P50	<p>「重点施策4介護サービス基盤の整備と充実」について 介護サービス事業者の方に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるよう、質の向上を図っていくことを計画に明記して下さい。 (理由) ・「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」（研究分担者：上田敬太京都大学大学院医学研究科講師）では、以下のようなことが結論のところに記されています。</p> <p>介護保険被保険者のうち、40歳から64歳までの脳卒中などのいわゆる2号被保険者の支援については、現状では問題が多い。特に若年層で就労を望む症例では、介護保険事業には就労支援の仕組みが存在しないため、いったん介護保険被保険者となった場合には、サービス提供の立案を行う介護支援専門員が、就労支援についての助言を行う必要がある。そのためには、介護支援専門員側に、障害者総合支援法に基づく高次脳機能障害者の支援についての知識が求められるが、現状十分とはいえない。また、そういった知識を普及するための啓発活動も十分に行われているとはいえない。</p> <p>・また、介護保険最新情報Vol.1143（平成5年4月17日）では、改定される「介護支援専門員再研修実施要綱」において、科目「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」の目的のところで「脳血管疾患に関する身体機能の制約や高次脳機能障害が生じやすい疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。」といったことが記されています。</p>	<p>介護保険サービスの質の向上については、引き続き介護事業所への指導や助言を予定しているほか、介護職員への研修等を検討しておりますが、その内容までを計画に記す予定はないため、素案のままとさせていただきます。</p>	—
---	-----	---	--	---

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画） （素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

4	P92	<p>「2包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)」について 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援で、福祉分野と連携して、支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい。 (理由) ・国の基本指針に、「地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要である。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることが重要である。」といったことが記されるようになりました。</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。P.95「地域包括支援ネットワークの構築について」の記載が準ずるものとして含まれます。 また、第2号被保険者に対する支援等につきましては、引き続き障がい者福祉課等の関係各課と連携して検討していくよう努めます。</p>	△
5	P96	<p>「(1)在宅医療・介護連携推進事業」について 医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても明記して下さい。 (理由) ・平成30年度の診療報酬改定で、それまで「医療と介護の連携」とされていたものが、医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入退院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携が追加され、さらに、その後、この連携事業に関与した相談支援専門員への加算も位置づけられてきています。 例えば横浜市が公開している「脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～」のように、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスが整備されています。</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。関係各課が連携し、制度やサービス等の周知等を図ってまいります。 また、第2号被保険者の方を対象としたケアパスの整備について記載はいたしません。第2号被保険者に対する支援等につきましては、引き続き障がい者福祉課等の関係各課と連携して検討していくよう努めます。</p>	—

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画） （素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

6	P109及びP115	<p>「(4)その他の事業」及び「1 高齢者一般施策(市独自事業)」について</p> <p>将来的に、障がい福祉担当課で、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を展開することを見据えて、介護保険担当課と障がい福祉担当課が連携して、失語症サロンを開設するなど、準備を進めていくことを計画に記して下さい。</p> <p>(理由)</p> <p>・新座市では、長年、永弘クリニックの2階で「失語症デイケア(永弘クリニックデイケア)」が開設されています。</p>	<p>失語症向け意思疎通支援者派遣事業は都道府県事業のため、現時点で本市が実施することは考えておりません。また、現時点で準備を進めることは難しいため、失語症サロンの開設について改めて記載することは考えておりませんので、素案のままとします。</p>	—																
7	P85	<p>現在、介護予防課が実施している事業の方向性は賛成です。</p> <p>(1)この事業の更なる充実をしてほしいです。</p> <p>(2)目標値アップしませんか。(目標が高いと、それを達成しようとするエネルギーと行動力が違ってきます。(※現状に対して目標は約2倍または半減)</p> <table border="1" data-bbox="566 1255 1261 1377"> <tr> <td>(御意見を頂いた方からの提案)</td> <td>令和4年</td> <td>令和7年目標</td> <td>→ 目標見直し</td> </tr> <tr> <td>・ほとんど外出しない・・・</td> <td>15.2%以下</td> <td>12.0%以下</td> <td>10%以下</td> </tr> <tr> <td>・地域のグループ・・・</td> <td>約29.0%</td> <td>25.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>・一般介護予防事業参加</td> <td>502人</td> <td>650人</td> <td>1,000人</td> </tr> </table> <p>(3)目標を実現するため事業費を倍額にして戴きたいと思っております。</p>	(御意見を頂いた方からの提案)	令和4年	令和7年目標	→ 目標見直し	・ほとんど外出しない・・・	15.2%以下	12.0%以下	10%以下	・地域のグループ・・・	約29.0%	25.0%	15.0%	・一般介護予防事業参加	502人	650人	1,000人	<p>(1) 事業につきましては、先進事例等も参考にしながら、よりよい事業を実施できるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>(2) 令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、就労をしている方や通いの場への参加希望がない方の割合も鑑み、「①ほとんど外出しない及び週1回の外出頻度の人の割合」のみをご提案のとおり「10.0%以下」に修正します。</p> <p>(3) 財政担当課とも引き続き協議を重ね、よりよい事業を実施できるよう尽力してまいります。</p>	○
(御意見を頂いた方からの提案)	令和4年	令和7年目標	→ 目標見直し																	
・ほとんど外出しない・・・	15.2%以下	12.0%以下	10%以下																	
・地域のグループ・・・	約29.0%	25.0%	15.0%																	
・一般介護予防事業参加	502人	650人	1,000人																	
8	P85～	<p>介護予防係、指定業者、地域包括支援センター、そして市民が連携して「介護予防」出来る仕組み作りをもっともっとレベルアップして戴きたいと思っております。</p>	<p>事業を実施するに当たり、目標を明確にし、目的に沿った内容になるよう検討しながら実施しております。</p> <p>介護予防係のみならず、介護予防が市民の皆様の身近なものになるよう、各所と連携して事業を実施してまいります。</p>	△																

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期計画）
（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：2人・10件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

9	P85～	市民を巻き込んだ介護予防活動に取組んでほしいと思います。 ・ボランティアの活用 ・町内会の活用 ・若年層（高校生・大学生）との協業	介護予防事業の運営には、介護予防ボランティアの「にぎの元気推進員」の皆様にご協力いただいております。また町内会の皆様には事業の周知や集会所利用への協力や出前講座を活用していただいております。また、多世代交流も介護予防に効果があるといわれていることから、令和5年度には、事業における大学生ボランティアを募集してまいりました。また、介護予防ボランティアとして「にぎの元気推進員」の皆様にもご活躍いただいております。今後につきましても、引き続き市民の皆様のご協力をいただきながら、介護予防事業を実施してまいります。	△
10	P85～	介護予防先進都市からの情報収集と交流	担当課といたしましては、オンラインセミナーや研修等に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、折りにふれて他市町村と情報交換をしております。先進事例や好事例を取り入れながら事業を実施できるよう、日々検討しておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。	△